

●同行援護サービスの障害区分3以上に該当する場合の加算について

同行援護のサービスで、平成30年4月以降支給決定を受けた者に提供した場合、サービス単位数に、障害区分3に該当する者の場合、20%、障害区分4以上に該当する者の場合、40%加算されます。

《障害区分3》

料金表		基本利用額	介護給付費額	自己負担額
同行援護	30分未満	2,408円	2,168円	240円
	30分以上1時間未満	3,815円	3,434円	381円
	1時間以上1時間30分未満	5,505円	4,955円	550円
	1時間30分以上2時間未満	6,343円	5,709円	634円
	2時間以上2時間30分未満	7,172円	6,455円	717円
	2時間30分以上3時間未満	7,989円	7,191円	798円
	3時間以上、30分増す毎に	約828円を加算	約746円を加算	約82円を加算

《障害区分4以上》

料金表		基本利用額	介護給付費額	自己負担額
同行援護	30分未満	2,812円	2,531円	281円
	30分以上1時間未満	4,458円	4,013円	445円
	1時間以上1時間30分未満	6,420円	5,778円	642円
	1時間30分以上2時間未満	7,401円	6,661円	740円
	2時間以上2時間30分未満	8,360円	7,524円	836円
	2時間30分以上3時間未満	9,319円	8,388円	931円
	3時間以上、30分増す毎に	約959円を加算	約864円を加算	約95円を加算